

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・JOCが長期的に追い求める“ありたい姿”として2021年8月18日に「JOC Vision 2064」を策定し発表した。永続性を示す意味から、1964年の第18回オリンピック競技大会（東京）から100年となる2064年をビジョンの名称に織り込み、「東京2020大会をみた子どもたちが、未来の社会を動かす中心にいてほしい」、そんな思いを込めて、「JOC Vision 2064」とした。 ・東京2020大会の検証を行い、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3ヵ年を対象とした「JOC中期計画2022-2024」を策定、2022年1月の理事会にて承認、公表した。 ・ビジョンの策定にあたっては、事務局職員で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、事務局会議、理事会等で幅広く意見を募り作業を取り進めた。 ・中期計画の策定にあたっては、各部署、各専門委員会、専門部会で検討、理事会でも意見を募り作業を取り進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「JOC Vision 2064」 (2) JOC中期計画2022-2024 (2022年1月理事会資料)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「JOC中期計画2022-2024」の中で、JOCの組織力・基盤強化の項目において、①人事育成／キャリアプランの策定、②採用を含めた人員の適正配置を計画している。具体的な計画の策定に向けて、現在様々な研修を実施するほか、新規採用のあり方についても検討を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「JOC Vision 2064」 (2) JOC中期計画2022-2024 (2022年1月理事会資料)
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。 ・財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している。また、事業計画の策定に際しては、関係の役職員からヒアリングを行っている。 ・次期中期計画の策定に向けて中期的な視点から財務の健全性を確保するために財務方針の策定を進めている。 ・マーケティング活動については、4年ごとに事務局職員及び外部有識者から構成する横断的な検討プロジェクトチームを設置し、マーケティング基本方針の見直し、重点施策等を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会計処理規程 ・資金運用規則 ・特定費用準備金等取扱規程 ・事務局規程 ・マーケティング基本方針
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月の役員（理事）改選に向け、「役員候補者選考方法等に関する規程」の見直しを図り、令和2年12月17日の理事会において、本会の理事として求められる資質を明確にするとともに、外部理事及び女性理事の目標割合25%、40%を設定し、その達成のための方策も盛り込んだ「役員候補者選考方法等に関する規程」に改定した。 ・令和3年6月の役員改選により、現在、外部理事割合 26.7%、女性理事割合40%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役員候補者選考方法等に関する規程 (2) 役員名簿

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・「評議員選定委員会運営細則」において、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定したうえで、具体的な選考方法、評議員への推薦の条件などを定め、令和5（2023）年度6月の改選からの段階的な運用を目指す。（現在はそれぞれ8.2%、3.3%）	・評議員名簿 ・定款 ・評議員選定委員会運営細則
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・定款45条に基づき、アスリート委員会を設置し、年1回以上開催している。 ・IOCのガイドラインでは選挙により選出されたアスリート委員1名がNOCの理事会において投票権を有しなければならないと定めているが、よりアスリートの声を組織運営に反映させるため、改定した「役員候補者選考方法等に関する規程」により、アスリート委員長及び委員の2名（男女各1名）が理事に就任することとした。 ・IOCのガイドラインに基づきアスリート委員から評議員に2名が就任している。 ・アスリート委員会はアスリート委員会規程において、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」こととしている。 ・アスリート委員会の委員の過半数は選挙により選出されることとされており、多様性を確保している。さらに、アスリート委員会選出委員選挙規則において、夏季と冬季で選出委員の定数が定められており、選挙管理委員会をおき、厳正な選挙を実施している。	・定款 ・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会選出委員選挙選挙規則 ・アスリート委員会の委員名簿 ・過去4年分のアスリート委員会の議事録 ・オリンピック憲章28. 1. 3 ・オリンピック・アジェンダ2020 ・NOCアスリート委員会の設立に関するIOCガイドライン ・役員候補者選考方法等に関する規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・統括団体としての役割と多様性の確保の両面より検討した結果、定款第20条に規定する理事25名以上30名以内、監事3名以内が適切と判断した。 ・理事会を定期的に開催しており、開催にあたっては事前の資料送付を行う等、実効性の確保を図っている。	・定款 ・役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・「役員候補者選考方法等に関する規程」を令和2年12月17日に改定し、役員は選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない、と定めている。	(1) 役員の定年に関する規程

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・令和2年12月17日の理事会において「役員候補者選考方法等に関する規程」を改定し、役員の新任回数は継続5期までと定めている。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	(1) 役員候補者選考方法等に関する規程
		(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・「役員候補者選考方法等に関する規程」において理事会から独立した機関として役員候補者選考委員会を設置することを明記している。 ・構成員は、評議員から2名、監事1名、外部有識者（名誉委員含む）4名の計7名とし、うち、すくなくとも2名は女性とする、と定め、令和3年6月の役員改選時からこの体制で理事の選考を行った。	(1) 役員候補者選考方法等に関する規程 (2) 役員候補者選定委員会名簿 (3) 役員候補者選定委員会の議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	・役職員倫理規程等各種規程等を整備している。	・役職員倫理規程 ・加盟団体規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、各種規程等を整備している。	・定款 ・事務局規程 ・加盟団体規程 ・役職員倫理規程 ・リスク管理規程、リスク管理ガイドライン ・服務規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・理事職務権限規程、事務局規程、個人情報保護方針、リスク管理規程等各種規程等を整備している。	・理事職務権限規程 ・個人情報保護方針 ・リスク管理規程、リスク管理ガイドライン ・懲戒規程 ・利益相反ポリシー、利益相反マネジメント規程 ・通報相談処理規程 ・事務局規程 ・文書処理細則

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	・役員及び評議員の報酬並びに費用に 関する規程 ・給与規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	・定款第3章において、JOCの資産及び会計について定めているほか、会計処理規程、資金運用規則等各種規程を整備している。	・定款 ・会計処理規程 ・資金運用規則 ・特定費用準備資金取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	・IOCの定めるガイドライン等に則って、オリンピックに関する知的財産の保護、日本代表選手等の肖像利用についてのマーケティングガイドラインを作成し、周知を行っている。	・マーケティング・ガイドライン ・事務局規程 ・会計処理規程 ・資金運用規則
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選 考に関する規程その他選手の権利保 護に関する規程を整備すること	・国際総合競技大会派遣規程第2条において、JOCが大会等に派遣する選手等は理事会において日本代表選手団編成方針に従い認定することとしている。また、日本代表選手団編成方針は、理事会で決議後、公表している。 ・加盟団体規程において、加盟団体に対してアスリートの権利保護や代表選手選考の判断基準を客観化し、その透明性を高めることを求めている。 ・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。 ・役員倫理規程第3条において差別的禁止を定めているほか、通報処理相談規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。 ・加盟団体規程第9条において加盟団体が「アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること」を求めている。	・国際総合競技大会派遣規程 ・日本代表選手団編成方針 ・加盟団体規程 ・アスリート委員会規程 ・役員倫理規程 ・通報相談処理規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考 に関する規程を整備すること	・JOCは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本原則については適用なし。	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士 への相談ルートを確認するなど、専 門家に日常的に相談や問い合わせを できる体制を確認すること	・弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを日常的に得られる体制になっている。 ・役員で法的知識を有している者もいるが、事務局内に、法務担当弁護士、コンサルタント会社からの駐在者を配置し、専門家に日常的に相談できる体制を整備している。	・顧問弁護士契約

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程において、役職員倫理規程の実効性確保のために倫理委員会を設置することを定めている。 ・倫理委員会は独立委員会として設置し、少なくとも年1回以上は開催している。また、女性理事も配置している。 ・倫理委員会規程において、倫理委員会の役割や権限事項が明確に定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程 ・倫理委員会規程 ・倫理委員会委員名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会の構成員には弁護士、学識経験者が含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程において役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 ・役職員に対し、令和4年8月25日の理事会において「利益相反マネジメント研修」を実施。スポーツ団体ガバナンスコードの概要説明と、利益相反取引に関する基本的な考え方を研修するとともに、本会で策定した利益相反マネジメントポリシーの内容についても説明を行った。 ・役職員に対し、令和4年7月19日にハラスメント研修を実施。誰もが安心して働ける職場にするために、職場に関わる者が皆互いに『リスペクト』の気持ちをもって接することができるようトレーニングを行った。 ・役職員に対し、令和4年7月28日にLGBTQ+研修を実施。性別、性自認、性的指向、性別表現に関わらず、誰もが平等に安全、安心に、自分らしくスポーツに参加できる環境をつくるため、LGBTQ+に関する知識を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2)7月19日に実施した研修資料 (3)7月28日に実施した研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度は、本会が認定する日本代表選手団員及びオリンピック強化指定選手、また本会がコーチ設置事業により委嘱するハイパフォーマンスディレクター、ナショナルヘッドコーチ等、JOC強化スタッフに対し、以下のプログラム・教材の提供、会議・ミーティングを実施している。 ①チームジャバンプログラム ②大会派遣前研修プログラム ③インテグリティチェックプログラム ④オンライン研修プログラム ⑤自由参加型研修プログラム ⑥講師派遣研修プログラム ⑦リフレッシュ研修プログラム ⑧基礎研修プログラム ⑨JOC-NFインテグリティ教育推進チーム会議 ⑩インテグリティオフィサー個別ミーティング ⑪動画教材・研修マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・インテグリティ教育のプログラム、実施概要、参加者リスト等

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JOCは各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本原則は適用しない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、税理士、公認会計士、外部コンサルタントからの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている。(顧問弁護士、週2回の弁護士駐在、コンサルティング会社からの駐在) ・NF総合支援センターとして、NFへ法務サービスを提供しNFの法務面での支援を実施している。 ・定期的な検証は、今後、中期計画のPDCAサイクルと合わせて行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・顧問弁護士契約書 ・税理士業務顧問契約書 ・NF総合支援センター運営規程 ・弁護士業務契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 ・本会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを監事として選任している。 ・年間延べ40名を超える公認会計士による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会計処理規程 ・資金運用規則 ・特定費用準備金等取扱規程 ・役員候補者選考方法等に関する規程 ・独立監査人の監査報告書 ・監事による監査報告書 ・監事による業務の適正性の確保に関する監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国費による補助金等に関して、関係省庁等による実地検査を受け、特段の指摘は受けておらず、適切に運用している。 ・日本スポーツ振興センター助成金については、本会を直接事業者、加盟団体を間接事業者として助成金を受けていることから、加盟団体が助成金等を適正に使用していけるよう、ガイドラインを作成し、取り組ませている。 ・NF総合支援センターを運営し、NFの会計処理を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間スポーツ振興費等補助金 交付要綱 ・選手強化NF事業補助金等適正使用 ガイドライン ・NF総合支援センター運営規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上求められている貸借対照表のほか、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、役員名簿、評議員名簿、理事会議事概要をHPで開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所内に保存している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法人法 ・公益認定法等 ・JOCホームページ

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会派遣前に実施する個別折衝で日本代表選手団編成方針を競技団体へ通達している。 ・日本代表選手団編成方針をHPで公表するとともに、大会派遣の際に作成する選手団ハンドブック、報告書等にも日本代表選手団編成方針を掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各大会選手団ハンドブック ・各大会報告書
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・JOCのガバナンスコードの遵守状況をHPで公表。 	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程第4条第1項において「役職員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用してあつせん、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない」こととしている。 ・利益相反に関しては、令和3（2021）年度3月の理事会にて、利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント規程を策定、承認し、規程に基づき設置した利益相反マネジメント委員会で適切に管理を実施している。また、各種契約についても会計処理規程第5章に基づき、適切な手続きのもとに実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程 ・会計処理規程 ・利益相反マネジメントポリシー ・利益相反マネジメント規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーを策定、令和3（2021）年度3月の理事会にて承認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談処理規程により、JOC強化指定選手、JOCが委嘱する強化スタッフ、JOC並びに加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、HP等において周知を行っている。 ・通報相談処理規程第3条及び第5条において、相談内容に関する守秘義務を定めている。 ・同規程第10条において相談者に対する不利益な取り扱いを禁じている。 ・役職員に対して研修を実施し、通報に関する意識づけを周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談処理規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談窓口は外部の弁護士となっており、また、通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談窓口設置要綱 ・倫理委員会委員名簿

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒規程を策定し、令和4（2022）年度11月の理事会にて承認した。 ・懲戒規程では、適用範囲を第2条、違反行為を第3条、処分の種類・内容を第4条、処分手続を第8条、処分の公表を第11条、不服申し立てを第12条で規定している。 ・理事については定款第25条において職務上の義務違反や心身故障のため職務執行に支障がある場合等については評議員会の決議によって解任できることとしている。 ・選手、選手団役員の処分は、国際総合競技大会派遣規程第11条で規定している。 ・リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを策定し、対象範囲やこれに応じたリスク事象への対応の流れやポイントをまとめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・役員倫理規程 ・リスク管理規程 ・倫理委員会規程 ・服務規程 ・懲戒規程 ・リスク管理ガイドライン
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・役員倫理規程 ・リスク管理規程 ・服務規程 ・倫理委員会規程 ・倫理委員会委員名簿 ・懲戒規程 ・リスク管理ガイドライン
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年6月19日のJOC理事会において、競技に関してJOCが決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすることを決議している。 ・加盟団体規程第9条において、加盟団体はスポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁申し立てに対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表することを求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録 ・国際総合競技大会派遣規程第12条 ・懲戒規程第12条 ・規程「競技者の不服申立について」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理ガイドライン、懲戒規程にスポーツ仲裁の利用が可能であることを規定している。 ・スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ仲裁機構のHPにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表されている。 ・リスク管理ガイドライン ・懲戒規程

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態への対応は、専務理事をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとることをリスク管理規程第7条で規定している。 ・リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 ・不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れはリスク管理ガイドラインに記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程 ・リスク管理ガイドライン ・緊急事態連絡網
40	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程第7条から第13条において、特定の緊急事態が発生した場合には、専務理事をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、情報収集、原因究明を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理規程 ・リスク管理ガイドライン
41	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制 を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・JOCでは、過去4年間に於いて、JOC不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会規程 ・倫理委員会委員名簿 ・リスク管理ガイドライン

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程において、加盟の要件、加盟団体の権利、義務及びJOCが加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導・助言をすること、説明等を求めること、理事会の決議により処分を行うことができることを規定している。 ・新たに加盟団体規程にガバナンスコードに基づく自己説明、適合性審査を義務づける条項を追加、それに対応するため、統括団体としてNFに助言を行ったり、NF総合支援センターを通じた支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程 ・NF総合支援センター運用規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会を通じてNFへの情報提供を行うとともに、NF総合支援センターを通じて法律、会計等のサポートを実施している。 ①NF総合支援センター研修業務（会計処理研修会：役員向け、実務職員向け：直近2022年11月） （法務サポート研修会：第1回（7/13）、第2回（9/15）） ②NF会長会議（年1回：直近 2022年11月） ③NF専務理事等会議（年3回程度：直近2022年12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・NF総合支援センター運用規程 ・会議開催案内